
定 款

公益社団法人 名古屋民間保育園連盟

公益社団法人 名古屋民間保育園連盟 定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人名古屋民間保育園連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、名古屋市における民間保育園の基盤を確立し、保育事業の振興と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病後児保育室「すくすく北」の運営
 - (2) 「保育園フェスタ」、「有料職業紹介事業」を通じた保育園就職希望者への就労支援と人材の確保
 - (3) 「保育まつり」の企画立案、運営
 - (4) 「子育て広場事業」を通じた子育て中の親子の支援
 - (5) 「研修会」の実施を通じた保育の質の向上支援
 - (6) その他情報宣伝活動に関する事業
 - (7) 関係団体との連携による保育園の運営改善
- 2 前項の事業は、名古屋市及びその周辺において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した名古屋市内において民間保育園を設置する施設の代表者
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した名古屋市内の施設に通園する児童の保護者及びこの法人を賛助するために入会した団体または個人

2 前項の施設とは、原則として次に掲げるものをいう。

(1) 児童福祉法第39条に基づく保育所

(2) 子ども子育て支援法第7条第4項に基づく認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）

3 第1項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員（名誉会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員（名誉会員を除く。）になった時及び毎年、会員（名誉会員を除く。）は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の退社とする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を

上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決)

第18条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を法人に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席した者とみなす。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及び総会に出席した正会員の中から選出された議事録署名人が記名押印する。

(運営)

第21条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会において定める。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上31名以内
- (2) 監事 3名
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長、6名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(親族関係者等の制限)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って

算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任軽減)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員の特法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 顧問

(顧問)

第31条 この法人に任意の機関として10名以下の顧問を置く。
2 顧問は、理事会から諮問された事項について意見又は参考意見を述べる。
3 顧問は選任及び解任は理事会において決議する。
4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、当該理事会において定めるものが議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の規定にかかわらず、会長の選定を行う理事会については、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

(運営)

第38条 法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第39条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

(2) 公益法人への移行日以降に基本財産として寄付された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(保有株式等に係る権利行使)

第48条 この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由において前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による

第12章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

(法令の遵守)

第53条 この法人は、法令を遵守し、公正かつ適切な事業活動を行うものとする。

第13章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長（代表理事）は、伊東世光とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年3月28日から施行する

附 則

- 1 この改正は、平成29年12月25日から施行する

附 則

- 1 この改正は、令和2年9月29日から施行する

附 則

- 1 この改正は、令和5年3月30日から施行する

公益社団法人名古屋民間保育園連盟役員報酬規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、公益社団法人名古屋民間保育園連盟定款第29条の規程に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図る。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 会員外役員とは、役員のうちこの法人の会員以外の理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

この法人は、役員職務執行の対価として報酬等を支給しない。

2. 前項の規程にかかわらず、会員外役員が次の職務を行った場合には、半日を単位として金20,000円を支給する。

- (1) 理事である会員外役員が、この法人の理事会その他会議に出席したとき。
- (2) 監事である会員外役員が、この法人の監査業務を行ったとき。
- (3) 前各号のほか、会長が必要と認めた職務を行ったとき。

第4条（支給方法）

前条の報酬等は、法令に基づきその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を役員が指定する自己名義の銀行預金口座へ振込により直接支給する。

第5条（費用）

この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別に定める旅費規程により支給する。

第6条（公表）

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第7条（規程の変更）

この規程の変更は、社員総会の決議による。

第8条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。